

中退共制度の退職金で会社に元気と活力を!

中退共制度(中小企業退職金共済制度)は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。

中退共制度をご利用になれば、**安全・確実・有利**で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。ぜひご検討ください。

制度の目的

中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

制度のしくみ

事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金は事業主が指定した預金口座から振り替えます。従業員が退職したときは、その従業員の請求に基づき、中退共本部から退職者へ直接退職金が支払われます。



働くみんなに **退職金効果!**

中退共は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。

安全

国の制度だから安心
掛金の一部を
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立だから
管理もラクラク
転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

- パートタイマーさんや家族従業員もご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

この中退共制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部が運営しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

中退共

検索

お問い合わせ先

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL:03-6907-1234



お知らせ

『ワークLIFE おおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード(カラー版)できますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください!

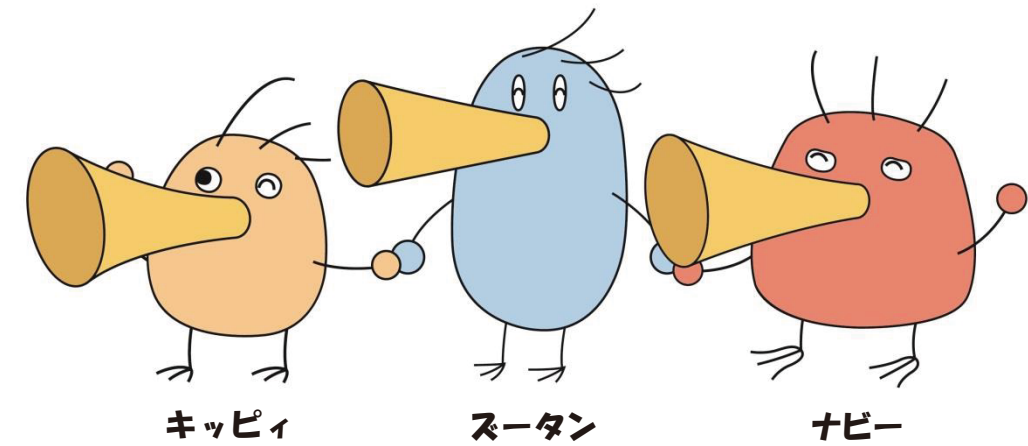
ワークLIFE おおいた 2018年8月発行
大分市 商工労働観光部 商工労政課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL:097-537-5964 FAX:097-533-9077
E-mail:rousei@city.oita.oita.jp
大分市ホームページからもご覧いただけます
<https://www.city.oita.oita.jp/>

ライフ

ワークLIFE おおいた

8月は「差別をなくす運動月間」です

みんなで築こう 差別のない街・おおいた



大分市人権イメージキャラクター「キスナース」

1965年(昭和40年)8月に、部落差別の解消が国の責務であり、国民的課題であると明記した「同和对策審議会答申」が出されました。大分県ではこの答申が出された8月を「差別をなくす運動月間」と定めており、大分市でもこの期間中にさまざまな取り組みを行います。

第37号

2018
Aug

◆ トピックス ◆

- 「人権を考える講演会」を開催します
- 小規模事業者を対象とした補助制度の募集を開始しました
- 中退共制度の退職金で会社に元気と活力を!

「人権を考える講演会」を開催します

入場無料!

大分市では、人権が尊重される、明るく豊かなまちづくりにむけて、8月の「差別をなくす運動月間」にあわせて「人権を考える講演会」を開催しています。人権啓発のリーダーとして活躍が期待される企業関係者の皆さまをはじめ、多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

【日 時】 2018(平成30)年8月24日(金) 13:30～15:00
(受付は13:00～)

【場 所】 コンパルホール 文化ホール(大分市府内町1丁目5番38号)

【演 題】 「会社を元気にする人権」

【講 師】 ^{たけうち りょう} 竹内 良 氏(公益財団法人 東京都人権啓発センター登録講師)

《講師プロフィール》

- 1951年 生まれ(67歳)
- 1975年 NKK日本鋼管(現・JFEスチール)入社
- 2005年 同社人権啓発室室長
- 2011年 同社退職後、東京人権啓発企業連絡会 専務理事に就任
- 2017年 同上退任し、現在に至る

《著書》「人権の扉をたたく」「企業と人権ハンドブック」(共著)ほか
《監修DVD》「人権入門」「人権と向き合う」「私が私らしくあるために」ほか



【対 象】 公正採用選考人権啓発推進員、事業所で人権研修・啓発業務にかかわる方
※一般の方も参加できます。

【参加料】 無料



お問い合わせ先 大分市教育委員会 人権・同和教育課
TEL:097-537-5651

知っていますか?差別をなくすための3つの法律

「障害者差別解消法」
「ハイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」

2016年に、差別解消のための法律が施行されました。
なぜ、これらの法律ができたのか、
そして、差別を解消するにはどうしたら良いか考える必要があります。

これらの法律は、わたしたちに差別の存在を気づかせ、
みんなで差別をなくしていくためにできたのです。
大切なことは、わたしたち一人ひとりの人権意識です。

小規模事業者を対象とした補助制度の募集を開始しました

市内の小規模事業者の販路開拓や業務効率化の取組を支援する「大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金」の募集が8月1日から開始されました。

来年に開催されるラグビーワールドカップに向けたキャッシュレス対応機器の導入や、多言語表記看板・メニューの作成・設置なども対象となっております。ぜひご利用ください!

補助金名称 大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金

目的

小規模事業者が行う、創意工夫を凝らした地道な販路開拓や業務効率化の取組を支援することで、企業の競争力の強化を図る。

対 象

大分市内に事業所を1年以上有し、下記①②のいずれかに該当する小規模事業者(個人企業を含む)

- ①卸売業、小売業、サービス業・・・常時使用する従業員の数 5人以下
- ②宿泊業、娯楽業、製造業、その他・・・常時使用する従業員の数 20人以下

対象となる事業例

販路開拓の取組

- ★商品パッケージのデザイン改良
- ★ネット販売システムの導入
- ★新たな販促用チラシの作成・送付
- ★小売店の陳列レイアウト改良
- ★キャッシュレス対応機器の導入
- ★多言語表記看板・メニューの作成・設置
etc.

業務効率化の取組

- ★労務管理システムの導入による人事、給与管理業務の効率化
- ★POSレジソフトウェアの導入による売上管理業務の効率化
etc.

補助対象経費

機械装置等購入費、広報費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家に係る謝金、委託・外注費

補助率・上限等

補助対象経費の2/3、上限30万円
※同一年度において1事業者1回に限る。

申請期間

平成30年8月1日(水)～12月28日(金)
※募集は先着順とし、予算額に達し次第受付を終了します。
※対象事業は選考委員会にて決定します。

申込み・
お問い合わせ先

大分市商工労政課 商業にぎわい担当班
TEL:097-537-5959



8月は「休暇取得促進夏季重点実施期間」です。会社の夏季休暇に年休をプラスして連続休暇を取得しましょう!